

		工事の内容	備考		
対 象	修 繕	屋根、外壁、軒天の改修	/		
		床材、壁材、天井材の補修			
		屋根、外壁等の塗装			
		ドア、ふすま、障子等、建具の取替			
		畳の畳替え・表替え			
		床、クロスの張替			
		雨樋の取替			
		下地補修や根太の補修			
	機 能	手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張など		/	
		浴室、ユニットバス、トイレ、洗面の改修			
		エレベーターや階段用昇降用設備の設置			
	向 上	システムキッチンの設置		IHクッキングヒーター、オープン、食器洗淨機については、キッチン組み込みのものに限る	
		給排水衛生設備工事		/	
		スイッチ、コンセント、配線等の電気工事			
		オール電化工事			
		二重窓またはペアガラスの設置工事			
		電気設備工事を伴う省エネ照明器具(LED等)の設置工事			
		断熱・遮音改修			
		電気・温水・蓄熱式床暖房設備工事			
壁を筋かい等で補強する工事					
瓦屋根を金属屋根に改修する工事					
住宅の2階以上の部分を除却する工事					
住宅内に耐震シェルターを設置する工事					
増 間 取 り の 変 更	玄関フード・サンルームの増築	住宅と一体であること			
	玄関・居室等の間取り等の変更に伴う壁等の改修	/			
	バルコニーや雪止めの設置				
	増築		既存住宅と離して別棟を新增築するものは対象外		
住宅と同一棟の車庫、物置等の設置、改修、増築 併用住宅のうち、住居部分に係る改修、増築					
対 象 外	そ の 他 の 工 事	門、塀等の外構工事	/		
		造園工事、植樹・剪定等の植栽工事			
		ウッドデッキ、パーゴラ(藤棚)の設置			
		住宅と別棟の車庫、物置等の設置、改修、増築			
		併用住宅のうち、店舗部分等に係る改修、増築			
	設 置 ・ 交 換 の 器 具 ・ 設 備	高効率給湯器以外への給湯器の交換		新築の場合：新規設置は対象に含む	
		防犯装置(監視カメラ、赤外線防犯システム等)の設置		/	
		テレビドアホンの設置			
		換気扇、換気空清機ロスナイの設置			新築の場合：対象に含む
		電化製品(エアコン、テレビ、照明器具等)の購入			
家具(ガス・石油暖房器具、タンス等)の購入・設置					
そ の 他	アンテナの設置	/			
	電話やインターネットの配線工事				
	シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布				
	ハウスクリーニング、排水管清掃等				
		広告、看板の設置	/		
		リフォーム工事に伴う廃材の処分費			

※この表に掲示のない工事は個別審査により決定する。

H24. 25年度の田子町安全安心住宅リフォーム促進支援事業の補助を受けた場合は、補助対象とならない工事のみを対象とします。